

税 務 だより



固定資産税の口座振替

相続や贈与等によって所有者が12月末までに変更になった場合、令和6年度は現金での納付となります。新所有者で口座振替での納付を希望される方は口座振替の申し込みが必要となります。

なお、新所有者がすでに固定資産税を口座振替で納付している場合は、引き続き口座振替での納付となります。

また、共有名義で所有している資産の持分変更のみをおこなった場合も、新しく口座振替の申し込みが必要となりますのでご注意ください。

廃車手続きはお済みですか

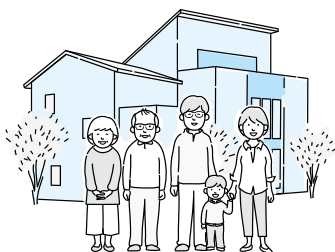
軽自動車、バイク、軽貨物、小型フォークリフト、耕運機、トラクターなどの所有者は、町へ「軽自動車税種別割」を納めなければなりません。

1年分の軽自動車税種別割の課税内容は、4月1日現在の所有状況により判断します。「売り払った」「盗難にあった」「廃棄物処理業者に出した」などの理由で、軽自動車等を現に所有していない方は、廃車の手続きを必ずおこなってください。手続きをおこなわないと、引き続き所有しているものとして課税されます。

年度末は、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。このため名義変更や廃車の届出は3月中旬までに済ませていただきますようお願いいたします。

廃車の手続きについては、「尾張小牧ナンバー」は小牧市にある軽自動車検査協会、「大口町ナンバー」は役場税務課でおこなってください。

問合せ先 税務課 ☎95-1111-3



小牧税務署からのお知らせ

インボイス発行事業者の方へ

- 適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要です。
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、消費税申告書の作成・e-Tax送信にも対応しています。ぜひご利用ください。

令和5年分申告の受付期間

個人事業者の消費税 1月4日(木) から4月1日(月)

※2月16日(金)から3月15日(金)については、小牧勤労センターに申告会場を開設するため、税務署では申告相談をおこなっていません。

※税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は相談および申告書の受け付けはおこなっておりません。ただし、2月25日(日)に限り、小牧勤労センターにて申告相談をおこないます。

令和5年分申告に係る納期限・振替日

個人事業者の消費税	納期限	4月1日(月)
	振替日	4月30日(火)

問合せ先 小牧税務署 ☎0568-72-2111